

事業名	介護保険事業費	財務コード (事業)	524704
-----	---------	---------------	--------

細事業名	要介護認定支援事業費
------	------------

担当部課室	福祉保健 部 長寿社会 課 介護保険管理 担当 (内線)	3115
-------	------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H12 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)、県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	認定調査員、介護認定審査会委員、主治医及び介護認定審査会の運営に関わる者	研修を受講することにより、介護認定に関する知識・技能を習得している。	介護保険制度の円滑かつ適切な実施
事業の内容 ※主に 23年度	介護保険制度の施行に伴う要介護認定の適切な実施を支援する。 ①認定調査員研修事業(直営) 対象：新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者 研修回数：2回 受講者：171名 ②介護認定審査会委員研修事業(直営) 対象：新規に介護認定審査会委員に選任された者 研修回数：4回 受講者：5名 ③主治医研修事業(山梨県医師会に委託) 対象：主治医意見書を記載する医師 研修回数：9回 受講者：217名 ④介護認定審査会運営適正化研修事業(直営) 対象：市町村職員等介護認定審査会の運営に関わる者 研修回数：1回 受講者：31名		
根拠法令等	通達「認定調査員等研修事業の実施について」		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	研修開催回数					活動指標 目標設定の考え方 通達「認定調査員等研修事業の実施について」に示されている各研修実施要綱に基づく研修の予定回数 データの出典等 開催数実績
	①認定調査員研修 ②審査会委員研修 ③主治医研修 ④適正化研修 計	① 2回 ② 5回 ③ 10回 ④ 1回 計18回	① 2回 ② 4回 ③ 9回 ④ 1回 計16回	① 2回 ② 4回 ③ 9回 ④ 1回 計16回	① 2回 ② 10回 ③ 9回 ④ 1回 計22回	
成果指標	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				成果指標 目標設定の考え方 受講対象者数 データの出典等 受講者数実績
成果指標	研修受講者数					成果指標 目標設定の考え方 受講対象者数 データの出典等 受講者数実績
	①認定調査員研修 ②審査会委員研修 ③主治医研修 ④適正化研修 計	①241名 ②110名 ③232名 ④38名 計621名	①171名 ②5名 ③242名 ④33名 計451名	①171名 ②5名 ③217名 ④31名 計424名	①206名 ②121名 ③242名 ④33名 計602名	
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)	94.0 %				成果指標によらない成果
決算額、予算額	2,027	1,413		2,969	2,979	要介護(支援)認定者数は、年々増加しており、H23における認定者数は32,829人であった。 しかし、要介護認定に不服がある場合等に開催される介護保険審査会はH23年度は1度だけで、適切な介護認定が行われていると認めることができる。
(千円) うち一財額	1,015	708		1,486	1,490	
所要時間(直接分)	110 時間	110 時間		110 時間	110 時間	
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間	
所要時間計	110 時間	110 時間		110 時間	110 時間	
人件費ｺｽﾄ 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	222	222		222	222	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
b	b	要介護(支援)認定者が年々増加していく中、要介護認定に不服がある場合等に開催される介護保険審査会の開催は、H23年度に1件だけであり、近年でも認定処分を取り消す事例はほとんどない。このように研修受講者は、受講修了後、公平かつ適切に要介護認定業務を実施しており、事業は意図した成果を上げていると判断することができる。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄
 必要性(a. 目的の達成 b. 新たな課題への対応 c. 対象の変化 d. ニーズの変化 e. 法律・制度の改正) 官or民(f. 民間等実施) 官の役割分担(g. 市町村等へ移管) 効率性(h. 外部委託 i. 経費節減 j. 類似事業と統合・連携 k. 所要時間の縮減 l. プロセスの改善) m. その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。